

## 愛称 インカム・コレクション ピクテ・インカム・コレクション・ファンド (毎月分配型)

追加型投信/内外/資産複合

[設定日:2006年12月28日]

「投資リスク」の項目も必ずお読みください。

- 1 主に世界の高配当利回りの資産株と世界のソブリン債券に投資します
- 2 特定の銘柄、国や通貨に集中せず、分散投資します
- 3 毎月決算を行い、収益分配方針に基づき分配を行います(分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。) ※実質組入外貨建資産については、原則として為替へッジを行いません。ただし、為替ヘッジが必要と判断した場合は為替ヘッジを行うことがあります。 ※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

### Comment - 今月のコメント

当月の基準価額(分配金再投資後)は前月末より上昇しました。株式と債券は、米国で追加利下げが実施されるとの観測などを背景に上昇し、基準価額のプラス要因となりました。為替は、米ドルやユーロなどの通貨が円に対して上昇したことから、基準価額にプラスに寄与しました。

## Info - ファンドの基本情報

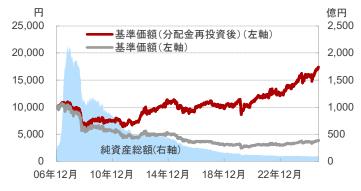
#### ファンドの現況

	25年08月末	25年09月末	前月末比
基準価額	3,736円	3,831円	+95円
純資産総額	91億円	92億円	+1億円

#### ファンドの騰落率

1ヵ月	3ヵ月	6ヵ月	1年	3年	設定来
2.81%	6.06%	9.50%	13.37%	41.50%	73.67%

#### 設定来の推移



#### 分配金実績(1万口あたり、税引前)

決算期	25年07月15日	25年08月15日	25年09月16日	設定来累計
分配金実績	10円	10円	10円	7,060円
基準価額	3,698円	3,762円	3,798円	
NA / 14 NA / 17 47 / 1		T A + L (// ) -	L L /L - I >	0 + o + d -

※基準価額は、各決算期末値(分配金落ち後)です。あくまでも過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。また、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

#### [ご参考]基準価額変動の内訳 - ファンド別

25年08月	25年09月	設定来
3,736円	3,831円	3,831円
-13円	+95円	-6,169円
ド +2円	+20円	+465円
-6円	+35円	+811円
ド -3円	+23円	+180円
* +8円	+31円	+514円
-10円	-10円	-7,060円
-4円	-5円	-1,080円
	3,736円 -13円 -13円 -6円 -6円 -3円 -10円	3,736円 3,831円 -13円 +95円 -13円 +20円 -6円 +35円 -3円 +23円 ・3円 +31円 -10円 -10円

#### [ご参考]基準価額変動の内訳 - 資産別

	25年08月	25年09月	設定来
基準価額	3,736円	3,831円	3,831円
変動額	-13円	+95円	-6,169円
うち 株式	+7円	+39円	+2,193円
債券	+15円	+22円	+2,039円
為替	-21円	+49円	-2,261円
分配金	-10円	-10円	-7,060円
その他	-4円	-5円	-1,080円

#### ファンド別構成比

ファンド名	銘柄数	構成比
先進国インカム株式ファンド	48	30.0%
新興国ハイインカム株式ファンド	97	20.1%
先進国ソブリン・マザーファンド	184	29.3%
新興国ソブリン・ファンド	66	19.8%
コール・ローン等、その他		0.8%
合計	395	100.0%

※ 四捨五入の関係上、構成比の合計が100%にならない場合があります。

## Point - ファンドのポイント

#### 「投資リスク」の項目も必ずお読みください。

先進国だけでなく新興国にも投資し、円安やインフレに対応することが期待できるバランス・ファンドです。

※投資にあたっては、次の投資信託証券への投資を通じて行います。 〇ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド-先進国インカム株式ファンド(当資料において「先進国インカム株式ファンド」という場合があります) 〇ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド-新興国ハイインカム株式ファンド(当資料において「新興国ハイインカム株式ファンド(当資料において「新興国ハイインカム株式ファンド」という場合があります) 〇ピクテ・佐国ソブリン・マザーファンド(当資料において「先進国ソブリン・マザーファンド」という場合があります) 〇ピクテ・グローバル・セレクション・ファンドー新興国ソブリン・ファンド(当資料において「新興国ソブリン・ファンド」という場合があります)

各項目の注意点 [ファンドの現況][設定来の推移]基準価額は信託報酬等控除後です。信託報酬率は「手続・手数料等」の「ファンドの費用」をご覧ください。純資産総額およびその前月末比は、1億円未満を切り捨てて表示しています。基準価額(分配金再投資後)は、購入時手数料等を考慮せず、税引前分配金を再投資した場合の評価額を表します。 [ファンドの騰落率]各月最終営業日ベース。ファンドの騰落率は、税引前分配金を再投資して計算しています。 [基準価額変動の内訳] 月次ベースおよび設定来の基準価額の変動要因です。基準価額は各月末値です。設定来の基準価額は基準日現在です。組入ファンドの価格変動要因を基に委託会社が作成し参考情報として記載しているものです。各項目(概算値)ごとに円未満は四捨五入しており、合計が一致しない場合があります。その他には信託報酬等を含みます。資産別では、組入ファンドの管理報酬等は株式、債券に含まれます。

- ◆コメントの内容は、市場動向や個別銘柄の将来の動きを保証するものでも、その推奨を目的としたものでもありません。
- ◆当資料における実績は、税金控除前であり、実際の投資者利回りとは異なります。また、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。



# Portfolio - ポートフォリオの状況

地域	別構成比	
	地域名	構成比
1	新興国	39.2%
2	北米	38.9%
3	欧州	18.3%
4	アジア・パシフィック他	1.1%
5		
	預金等、その他	2.5%
	合計	100.0%

国別	構成比	組入国数	51ヵ国
	国名		構成比
1	米国		35.6%
2	中国		5.1%
3	フランス		4.3%
4	イタリア		3.9%
5	ブラジル		3.7%
6	カナダ		3.3%
7	南アフリカ		3.2%
8	メキシコ		3.2%
9	英国		2.9%
10	スペイン		2.9%
	その他の国		29.4%
	預金等、その他		2.5%
	合計		100.0%

通貨	別構成比	組入通貨数	36通貨
	通貨名		構成比
1	米ドル		37.9%
2	ユーロ		15.5%
3	香港ドル		3.8%
4	ブラジルレアル		3.6%
5	南アフリカランド		3.5%
6	カナダドル		3.3%
7	メキシコペソ		3.2%
8	英ポンド		3.1%
9	韓国ウォン		2.8%
10	インドネシアルピア		2.1%
	その他の通貨		18.6%
	預金等、その他		2.5%
	合計		100.0%

### Market - 市場の状況

#### 9月の株式市場概況

先進国株式市場(現地通貨ベース)は、月初、主要国の財政悪化懸念などから下落しましたが、その後、米国の労働市場の減速感が示されたことなどから米国の利下げ期待が高まる中、上昇しました。月半ばの米連邦公開市場委員会(FOMC)による利下げ決定後には、株式市場は一時弱含みましたが、利下げによる企業業績への期待の高まりやAI(人工知能)関連の大型投資の発表などが好感されハイテク銘柄を中心に上昇基調が継続しました。下旬には高値警戒感から下落する場面もありましたが、米国の追加利下げ期待などから反発し、先進国株式市場(現地通貨ベース)は月間では上昇となりました。

新興国株式市場(配当込み、現地通貨ベース)は月初、米労働市場の減速を裏付ける内容の米雇用統計が発表されたことを受けて、利下げ期待が高まった一方、根強いインフレ懸念などから先行きを憂慮する見方が優勢となり、低調なスタートとなりました。その後、中旬は、米利下げ期待が追い風となり、上昇基調となりました。下旬は、堅調な米経済指標を受けて、米利下げペースを巡る不透明感が高まったことなどから下落する局面もありましたが、月末にかけて値を戻し、月間では先進国株式市場を上回る上昇となりました。

#### 9月のソブリン債券市場概況

先進国ソブリン債券市場は、主要国の財政悪化懸念などを背景に初旬に下落(利回りは上昇)しましたが、その後は米国の雇用統計が労働市場の減速を示唆し、米国で追加利下げが実施されるとの観測が強まったことから上昇(利回りは低下)しました。中旬にはFOMCで事前の予想通り利下げが実施されましたが、今後の追加利下げ見通しについては慎重な姿勢が示されたことなどから、先進国ソブリン債券市場は下落(利回りは上昇)基調となりました。月末には米連邦議会で政府予算案審議が難航し、政府機関が一部閉鎖されるリスクが高まったことを背景に上昇(利回りは低下)し、先進国ソブリン債券市場は、月を通せば前月末より上昇(利回りは低下)しました。

現地通貨建て新興国ソブリン債券市場は上昇(利回りは低下)しました。 米国で年内に複数回の追加利下げが実施されるとの観測や、2025年年 初から米ドルが新興国通貨に対して下落基調にあることに加えて、新興 国の多くでインフレが鈍化傾向にあることから、新興国の中央銀行が緩 和的な金融政策を進めるとの期待などを背景に、現地通貨建て新興国ソ ブリン債券市場に資金が流入する動きが継続したことなどから、上旬より 上昇(利回りは低下)基調が続きました。

#### 9月の為替市場概況

ドル・円為替相場は、円安・ドル高となりました。ドル・円為替相場は、日本銀行の副総裁の講演で追加利上げに関する踏み込んだ発言がなかったことなどを受けて月初に円安・ドル高となりましたが、その後は日本の実質賃金が増加したことや、財政健全派とされる小泉氏が自民党総裁選への出馬を表明したことで、日本銀行が早期の利上げを実施するとの見方が強まり、円高・ドル安基調となりました。下旬にかけては積極財政派とされる高市氏が自民党総裁選への出馬を表明したことから再び円安・ドル高となりました。月末には米連邦議会で政府予算案審議が難航し、政府機関が一部閉鎖されるリスクが高まったことから円高・ドル安となりましたが、ドル・円為替相場は月を通せば前月末より円安・ドル高となりました。

ユーロ・円為替相場は、円安・ユーロ高となりました。ユーロ・円為替相場は、ユーロ圏製造業購買担当者景気指数(製造業PMI)などの経済指標が経済状況の改善を示したことなどから月初より円安・ユーロ高基調となりました。その後、フランスで緊縮予算案をめぐる内閣の信任投票の結果、首相が退陣に追い込まれたことなどを背景に円高・ユーロ安となる場面がありましたが、中旬には欧州中央銀行(ECB)が政策金利を据え置いたほか、インフレ圧力が抑制され、景気が堅調に推移しているとの認識が示されたことを受けて追加利下げ観測が後退したことなどから円安・ユーロ高となりました。下旬にかけては積極財政派とされる高市氏が自民党総裁選への出馬を表明したことも円安要因になったとみられ、ユーロ・円為替相場は月を通せば前月末より円安・ユーロ高となりました。

◆ファンドの主要投資対象である先進国インカム株式ファンド、新興国ハイインカム株式ファンド、先進国ソブリン・マザーファンド、新興国ソブリン・ファンドの状況です。◆構成比は四捨五入して表示しているため、それを用いて計算すると誤差が生じる場合があります。◆株式への投資と同様な効果を有する証券がある場合、株式に含めています。◆新興国の株式や債券等は米ドルなどの先進国通貨で発行されているものがあり、それらに投資を行うことがあります。このため、各通貨の構成比と投資証券の国別構成比は異なることがあります。◆コメントの内容は、市場動向や個別銘柄の将来の動きを保証するものでも、その推奨を目的としたものでもありません。



## 株式部分の組入状況

#### ●先進国インカム株式ファンド ●新興国ハイインカム株式ファンド

組力	人上位10銘柄			組入銘材	<b>万数</b> 1	45銘柄
	銘柄名	国名	 業種名	銘柄解説	構成 比	予想配 当利回り
1	サムスン電子	韓国	コンピュータ・周辺機 器	世界的な電子機器・電気製品メーカー。半導体、テレビ、各種家電製品、スマートフォンをはじめとした通信機器など幅広く手がける。	3.4%	2.6%
2	ウィリアムズ・カンパ ニーズ	米国	石油・ガス・消耗燃料	総合天然ガス会社。北米で天然ガスの生産、収集、処理、輸送事業を 展開する。	3.0%	3.5%
3	イタリア電力公社	イタリア	電力	イタリア最大の電力会社。再生可能エネルギーの発電や配電などを 含む公益事業に従事。欧州、北中南米、アフリカ、アジア、およびオセ アニアで風力、太陽光、地熱、水力発電所を運営。	2.7%	6.1%
4	空港·航空管制公団 (AENA)	スペイン	運送インフラ	スペインを中心に空港やヘリポートの運営を行う空港運営企業。その 他の国でも事業を展開。	2.6%	4.4%
5	サザン	米国	電力	米国の主要電力会社を保有。電力供給の他に、エネルギー関連の マーケティング、貿易、技術サービスや、無線通信業も手がける。	2.5%	3.2%
6	センプラ	米国	総合公益事業	米国および中南米などで発電、天然ガスパイプラインの運営、送電線 事業、風力・太陽光発電などを行う。	2.3%	3.1%
7	エンジー	フランス	総合公益事業	フランスの総合公益事業会社。フランスガス公社(GDF)とスエズが合併し、欧州中心に電力・ガス事業を行う。水道・廃棄物処理事業も展開。北米、中南米、アフリカ、アジア地域にも進出。	2.1%	7.6%
8	台湾セミコンダクター (ADR)	台湾	半導体·半導体製造 装置	台湾の半導体ファウンドリー。ウェーハ製造、プローブテスト、組み立 て、ファイナルテストのほか、マスクの製造・設計なども行う。	2.0%	1.5%
9	アマゾン・ドット・コム	米国	大規模小売り	米国のオンライン小売大手。クラウド・サービスやデジタル・ストリーミング・サービス、電子書籍なども展開する。	1.9%	0.0%
10	HCAヘルスケア	米国	ヘルスケア・サービス	米国の医療サービス会社。全米で病院や外来診療施設を運用している。	1.8%	0.7%

#### 組入銘柄の予想平均配当利回り 4.5%

地域	別構成比	
	地域名	構成比
1	北米	45.3%
2	新興国	40.9%
3	欧州	12.4%
4	アジア・パシフィック他	0.3%
5		
	預金等、その他	1.1%
	合計	100.0%
및 Uliz	構成と	

国別(	<b>博</b> 队	
	国名	構成比
1	米国	40.6%
2	中国	10.0%
3	台湾	5.6%
4	韓国	5.6%
5	カナダ	4.7%
	その他の国	32.4%

預金等、その他

合計

#### 通貨別構成比

	通貨名	構成比
1	米ドル	45.2%
2	ユーロ	11.4%
3	香港ドル	7.5%
4	韓国ウォン	5.6%
5	カナダドル	4.7%
	その他の通貨	24.6%
	預金等、その他	1.1%
	合計	100.0%

### 業種別構成比

<b>耒悝</b>	別愽队氐	
	業種名	構成比
1	電力	11.1%
2	石油・ガス・消耗燃料	10.4%
3	銀行	9.0%
4	総合公益事業	6.2%
5	専門不動産投資信託	5.3%
	その他の業種	56.9%
	預金等、その他	1.1%
	合計	100.0%

各項目の注意点 [組入上位10銘柄]予想配当利回りは、8月末の値です。したがって、今後変動する場合があります。 [組入銘柄の予想平均配当利回り]組入銘柄の予想平均配当利回りは、8月末の予想配当利回りを加重平均した値です。したがって、今後変動する場合があります。

1.1%

100.0%

◆ファンドの主要投資対象のうち、先進国インカム株式ファンド、新興国ハイインカム株式ファンドの状況です。◆株式への投資と同様な効果を有する証券がある場合、株式に含めています。構成比は四捨五入して表示しているため、それを用いて計算すると誤差が生じる場合があります。業種はGICS(世界産業分類基準)の産業を基にピクテ・ジャパン株式会社で作成し、分類・表示しています。◆新興国の株式等は米ドルなどの先進国通貨で発行されているものがあり、それらに投資を行うことがあります。このため、各通貨の構成比と投資証券の国別構成比は異なることがあります。◆表で示した組入上位銘柄は、特定の銘柄の勧誘や売買の推奨等を目的としたものではなく、その価格動向を示唆するものでもありません。



### 債券部分の組入状況

#### ●先進国ソブリン・マザーファンド ●新興国ソブリン・ファンド

	ファンドの特性		格化	寸別構成比
	入銘柄数	250銘柄		信用格付
組	入銘柄の平均格付	A		
	+			AAA格
	接利回り(直利)	5.7%		AA格
	終利回り(終利)	6.1%		A格
修]	<u> 正デュレーション</u>	5.2年		BBB格
				BB格
也域	別構成比			B格
	地域名	構成比		CCC以下
				無格付
1	新興国	37.4%		預金等、その
2	北米	32.4%		合計
3	<b>欧州</b>	24.3%		
4	アジア・パシフィック他	2.0%		
5			組	入上位10銘柄
	預金等、その他	4.0%		組入国債
	合計	100.0%		他八日良
国別	構成比		1	南アフリカ国作
	国名	構成比	2	南アフリカ国作
1	米国	30.5%	3	ブラジル国債
2	南アフリカ	5.6%		ノノノル国頃
3	メキシコ	5.1%	1	メキシコ国債
4	イタリア	4.5%	4	ノイノコ四原
5	ブラジル	4.4%	5	米国国債
	その他の国	45.9%	5	不巴巴良
	預金等、その他	4.0%	6	ペルー国債
	合計	100.0%		ベルー国頂
重貨.	別構成比		7	米国国債
	通貨名	構成比	8	米国国債
1	米ドル	30.5%	9	米国国債
2	ユーロ	19.8%		
3	南アフリカランド	5.6%	10	ドイツ連邦債
4	メキシコペソ	5.1%		1 1 ク圧が限
5	ブラジルレアル	4.4%		
	その他の通貨	30.6%		
	預金等、その他	4.0%		
	合計	100.0%		

格付別構成比	
信用格付	構成比
AAA格	9.5%
AA格	41.1%
A格	4.1%
BBB格	25.9%
BB格	12.4%
B格	3.0%
CCC以下	
無格付	
預金等、その他	4.0%
合計	100.0%

#### 丙

	組入国債	クーポン	償還日	信用 格付	構成比
1	南アフリカ国債	9.000%	2040.01.31	BB	2.5%
2	南アフリカ国債	8.750%	2044.01.31	ВВ	2.4%
3	ブラジル国債	10.000%	2031.01.01	BB+	2.2%
4	メキシコ国債	8.500%	2029.05.31	BBB+	1.8%
5	米国国債	4.250%	2034.11.15	AA+	1.7%
6	ペル一国債	5.400%	2034.08.12	BBB+	1.7%
7	米国国債	3.750%	2028.04.15	AA+	1.4%
8	米国国債	1.250%	2028.03.31	AA+	1.4%
9	米国国債	1.875%	2032.02.15	AA+	1.4%
10	ドイツ連邦債	2.400%	2030.11.15	AAA	1.4%

各項目の注意点 [直接利回り]投資元本に対する利息の比率を指します。組入債券の加重平均で示しています。 [最終利回り]債券を償還日まで保有した場合の利 回りを指します。組入債券の加重平均で示しています。 [修正デュレーション]債券価格の弾力性を示す指標で、金利の変化に対する債券価格の変動率を示します。

◆ファンドの主要投資対象のうち、先進国ソブリン・マザーファンド、新興国ソブリン・ファンドの状況です。◆構成比は四捨五入して表示しているため、それを用いて 計算すると誤差が生じる場合があります。◆組入銘柄の信用格付は、ムーディーズ・レーティングス、S&Pグローバル・レーティングのうちいずれか高い格付を表示し ています。平均格付は、組入銘柄の信用格付を加重平均したもので、当ファンドの信用格付ではありません。◆新興国の債券等は米ドルなどの先進国通貨で発行さ れているものがあり、それらに投資を行うことがあります。このため、各通貨の構成比と投資証券の国別構成比は異なることがあります。◆表で示した組入上位銘柄 は、特定の銘柄の勧誘や売買の推奨等を目的としたものではなく、その価格動向を示唆するものでもありません。

ここまでの当資料の図表で使用したデータの出所は次の通りです。

○組入ファンドの価格変動要因:ファンドパートナー・ソリューションズ(ヨーロッパ)エス・エイ ○信用格付:ブルームバーグ ○予想配当利回り:ピクテ・アセット・マネ ジメント・リミテッド 〇直利、終利、修正デュレーション:ピクテ・アセット・マネジメントのデータを元にピクテ・ジャパン株式会社作成



### インカム・コレクションのポイント

#### 相対的に魅力的なリスクと利回りのバランス

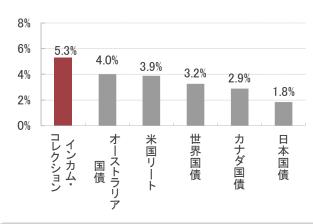
インカム・コレクションの魅力のひとつに、相対的に高い利回り 水準があります。

インカム・コレクションは利回り水準(株式の場合は配当利回り、債券の場合は最終利回り)が相対的に高い先進国と新興国の株式および債券に投資しています。2025年9月末時点でのインカム・コレクションの利回りは5.3%(注)となっており、先進各国の国債よりも高く魅力的な水準となっています(図表1参照)。

また、価格変動の大きさを示すリスクを見ると、インカム・コレクションは、株式と債券、先進国と新興国への分散投資により米国リートよりも低く、オーストラリア国債と同水準、カナダ国債より若干高い水準にあります。利回り水準とリスクを併せて考えると、インカム・コレクションは相対的に魅力的な利回りとリスクのバランスが期待できる投資先のひとつと考えます(図表2参照)。

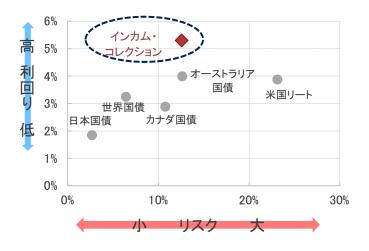
(※将来の市場環境の変動等により、上記の内容が変更される場合があります。)

#### 図表1:インカム・コレクションと主な資産の利回り注



図表2:インカム・コレクションと主な資産の リスク・利回り<sup>注</sup>の関係

((リスク)円換算、月次、期間:2006年12月末~2025年9月末)



※米国リート: FTSE/NAREITオール・エクイティ・リート指数(配当込み)、世界国債、オーストラリア国債、カナダ国債、日本国債: FTSE世界および各国国債指数※米国リートは配当利回り、債券は最終利回り、いずれも税引前 ※リスクは月次リターンの標準偏差(年率化)、インカム・コレクションのリスク計算は、基準価額(分配金再投資後)の月次リターンを使用

出所:トムソン・ロイター・データストリームのデータを使用しピクテ・ジャパン株式 会社作成

注 インカム・コレクションの利回りは、各投資対象ファンドの利回り(株式は配当利回り(2025年8月末現在)、債券は最終利回り(2025年9月末現在))を基本資産配分内訳(2025年9月末現在)で加重平均して算出しています。そのため当ファンドの実績とは異なる場合があります。主な資産の利回りは2025年9月末現在です。

データは過去の実績であり将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。



#### 投資リスク

#### [基準価額の変動要因]

- ●ファンドは、実質的に株式や公社債等に投資しますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている株式や公社債の 価格変動等(外国証券には為替変動リスクもあります。)により変動し、下落する場合があります。
- ●したがって、投資者の皆様の投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。

#### ●ファンドは、実質的に株式に投資しますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている株式の価 株式投資リスク 格変動の影響を受けます。 (価格変動リスク、 ●株式の価格は、政治経済情勢、発行企業の業績・信用状況、市場の需給等を反映して変動し、短期的 信用リスク) または長期的に大きく下落することがあります。 ●ファンドは、実質的に公社債に投資しますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている公社債 の価格変動の影響を受けます。 ●金利変動リスクとは、金利変動により公社債の価格が変動するリスクをいいます。一般的に金利が低 公社債投資リスク 下した場合には、公社債の価格は上昇する傾向がありますが、金利が上昇した場合には、公社債の価 (金利変動リスク、 格は下落する傾向があります。 信用リスク) ●信用リスクとは、公社債の発行体の財務状況等の悪化により利息や償還金をあらかじめ定められた条 件で支払うことができなくなるリスク(債務不履行)、または債務不履行に陥ると予想される場合に公社 債の価格が下落するリスクをいいます。 ●ファンドは、実質的に外貨建資産に投資するため、対円との為替変動リスクがあります。 ●円高局面は基準価額の下落要因、円安局面は基準価額の上昇要因となります。 ●為替へッジが必要と判断した場合には為替へッジを行うことがありますが、為替変動リスクを完全に排 除できるものではなく、為替変動の影響を受ける場合があります。また、現地通貨による直接ヘッジが 為替変動リスク 困難な一部の通貨については、当該現地通貨との連動性等を勘案し、先進主要国通貨等の他の通貨 を用いた代替ヘッジを行う場合がありますが、その場合、通貨間の値動きが異なる場合が想定され、 十分な為替ヘッジ効果が得られないことがあります。また、円金利がヘッジ対象通貨建ての金利より低 い場合、当該通貨と円の金利差相当分のヘッジコストがかかることにご留意ください。 ●ファンドが実質的な投資対象地域の一つとする新興国は、一般に政治・経済・社会情勢の変動が先進 諸国と比較して大きくなる場合があり、政治不安、経済不況、社会不安が証券市場や為替市場に大き な影響を与えることがあります。その結果、ファンドの基準価額が下落する場合があります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

スク等があります。

#### [その他の留意点]

カントリーリスク

- ●ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ●ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。

●実質的な投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化により証券市場や為替市場等に混乱が

生じた場合、またはそれらの取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、運用方針に沿った運用が困難となる場合があります。この他、当該投資対象国・地域における証券市場を取り巻く制度やインフラストラクチャーに係るリスクおよび企業会計・情報開示等に係るリ



#### ファンドの特色

#### <詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)でご確認ください>

- ●主に世界の高配当利回りの資産株と世界のソブリン債券に投資します
- ●特定の銘柄や国に集中せず、分散投資します
- ●毎月決算を行い、収益分配方針に基づき分配を行います
  - ●毎月 15日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配を行います。
    - 一分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
    - ー収益分配金額は、利子·配当等収益の水準および基準価額の水準等を勘案して委託会社が決定します。ただし分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。
      - ・毎年3月、6月、9月および12月の決算時には、原則として決算時の基準価額が1万円を超えている場合は、毎月の分配金に1万円を超える部分の額および分配対象額の範囲内で委託会社が決定する額を付加して分配する場合があります(1万円を超える部分の額が少額の場合には、分配金を付加しないこともあります)。
    - 一留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
  - ※将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。
- ※投資にあたっては、以下の投資信託証券への投資を通じて行います。
  - 〇ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド-先進国インカム株式ファンド クラス P 分配型受益証券(当資料において「先進国インカム株式ファンド」という場合があります)
  - 〇ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド-新興国ハイインカム株式ファンド クラス P 分配型受益証券(当資料において「新興国ハイインカム株式ファンド」という場合があります)
  - 〇ピクテ先進国ソブリン・マザーファンド受益証券(当資料において「先進国ソブリン・マザーファンド」という場合があります)
  - 〇ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド-新興国ソブリン・ファンド クラス P 分配型受益証券(当資料において「新興国ソブリン・ファンド」という場合があります)
- ※実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。ただし、為替ヘッジが必要と判断した場合は為替ヘッジを行うことがあります。
- ※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。



#### [収益分配金に関する留意事項]

#### 投資信託で分配金が支払われるイメージ

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純 資産から支払われますので、分配金が支払われると、 その金額相当分、基準価額は下がります。



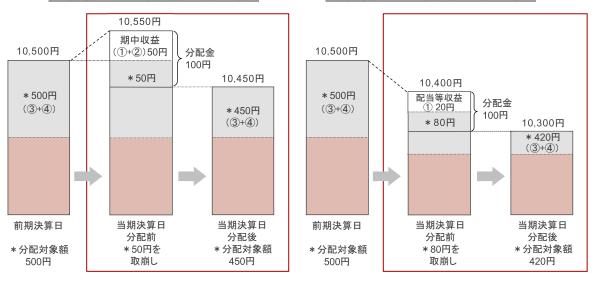
分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払 われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。 また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

#### 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

#### 前期決算日から基準価額が上昇した場合

#### 前期決算日から基準価額が下落した場合

分配金の全部が元本の一部払戻し



- (注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および ④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。
- ※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

#### 分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

#### に相当する場合 普诵分配金 元本払戻金(特別分配金) ※元本払戻金(特別分配金) 元本払戻金(特別分配金) は実質的に元本の一部払 投資者の 投資者の 戻しとみなされ、その金 購入価額 分配金支払後 購入価額 分配金支払後 額だけ個別元本が減少し 基準価額 ます。また、元本払戻金 基準価額 (当初個別元本) (当初個別元本) (特別分配金)部分は非課 個別元本 個別元本 税扱いとなります。

普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金: 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の

(特別分配金) 額だけ減少します。

(注)普通分配金に対する課税については、「手続・手数料等」の「税金」をご参照ください。



### 手続•手数料等

#### [お申込みメモ]

購入単位	販売会社が定める1円または1口(当初元本1口=1円)の整数倍の単位とします。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。(ファンドの基準価額は1万口当たりで表示しています。)
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して7営業日目からお支払いします。
購入・換金の	ルクセンブルグの銀行、ロンドンの銀行またはニューヨーク証券取引所の休業日においては、購入・換金のお申込みはできません。
申込不可日	かっピングルグの戦制、ロンドンの戦制またはニューコーグ曲が取引所の体来自にあいては、無人 決重のお子 色がは くさま とん。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。
信託期間	2006年12月28日(当初設定日)から無期限とします。
繰上償還	受益権の口数が 10 億口を下回ることとなった場合等には信託が終了(繰上償還)となる場合があります。
決算日	毎月 15 日(休業日の場合は翌営業日)とします。
収益分配	年 12 回の決算時に、収益分配方針に基づき分配を行います。 ※ファンドには収益分配金を受取る「一般コース」と収益分配金が税引後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。

[ファンドの費用]							
投資者が直接的に負担する費用							
購入時手数料	3.3%(税抜 3.0%)の手数料率を上限として、販売会社が独自に定める率を購入価額に乗じて得た額とします。 (詳しくは、販売会社にてご確認ください。)						
信託財産留保額	ありません。						
投資者が信託財産	で間接的に負担する費用						
	毎日、信託財産の純資産総額に年 1.265%(税抜 1.15%)の率を乗じて得た額とします。 運用管理費用(信託報酬)は毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。 [運用管理費用(信託報酬)の配分(税抜)]						
(信託報酬)	委託会社 販売会社 受託会社						
(In the livery)	年率 0.45% 年率 0.65% 年率 0.05%						
	なお、委託会社の運用管理費用(信託報酬)には、マザーファンド(ピクテ先進国ソブリン・マザーファンド)の運用指図に関する権限の委託先に係る投資顧問会社 への報酬が含まれています。						
投資対象とする	先進国インカム株式ファンド	純資産総額の年率 0.6%	先進国ソブリン・マザーファ	ンド ありません			
投資信託証券	新興国ハイインカム株式ファンド	純資産総額の年率 0.75%	新興国ソブリン・ファンド	純資産総額の年率 0.65%			
実質的な負担							
その他の費用・手数料	毎日計上される監査費用を含む信託事務に要する諸費用(信託財産の純資産総額の年率 0.055%(税抜 0.05%)相当を上限とした額)ならびに組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等および外国における資産の保管等に要する費用等(これらの費用等は運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。)は、そのつど信託財産から支払われます。投資先ファンドにおいて、信託財産に課される税金、弁護士への報酬、監査費用、有価証券等の売買に係る手数料等の費用が当該投資先ファンドの信託財産から支払われます。						

※当該費用の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

#### [税金]

- ●税金は表に記載の時期に適用されます。
- ●以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税 および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して <b>20.315</b> %
換金(解約)時 および償還時	所得税 および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して 20.315%

- ※外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- ※上記は、当資料発行日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- ※法人の場合は上記とは異なります。
- ※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。



#### 委託会社、その他の関係法人の概要

委託会社 ピクテ・ジャパン株式会社(ファンドの運用の指図を行う者) 【ホームページ・携帯サイト(基準価額)】

https://www.pictet.co.jp

加入協会:一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、日本証券業協会

三井住友信託銀行株式会社(ファンドの財産の保管および管理を行う者)

〈再信託受託会社:株式会社日本カストディ銀行〉

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第380号

ピクテ・アセット・マネジメント・リミテッド、ピクテ・アセット・マネジメント・エス・エイ(為替ヘッジに関する助言・情報提供を行う者) 投資顧問会社

販売会社 下記の販売会社一覧をご覧ください。(募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求受付ならびに収益分配金、償還金および一部解約代金

の支払いを行う者)

#### 販売会社一覧

受託会社

#### 投資信託説明書(交付目論見書)等のご請求・お申込先

##式会社15日証券 (注1) 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	大兵  日北記が青(大下  日間光青/寺のこ時か   83 千之儿			加入協会			
福東証券株式会社					日本投資	金融先物	第二種金融商品
						0	
第四北越証券株式会社 (注4) 金融商品取引業者 関東財務局長金商第128号 ○ □ 東海東京証券株式会社 (注6) 金融商品取引業者 関東財務局長金商第128号 ○ □ ○ □ ○ □ ○ □ ○ □ ○ □ ○ □ ○ □ ○ □ ○				_			0
東海東京証券株式会社 (注4)							
東洋証券株式会社 (注6) 金融商品取引業者 関東財務局長金商第121号 ○ とちをハT証券株式会社 (注6) 金融商品取引業者 関東財務局長金商第127号 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○							
世	東海東京証券株式会社 (注4)	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第140号		0	0	0
野村證券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長金商第142号 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	東洋証券株式会社 (注5)	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第121号				0
八十二証券株式会社 (注7)	とちぎんTT証券株式会社 (注6)	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第32号	0			
	野村證券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第142号	0	0	0	0
百五証券株式会社	八十二証券株式会社 (注7)	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第21号	0	0		
ひろぎん証券株式会社 (注9) 金融商品取引業者 中国財務局長(金商)第20号 ○ 公共証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第16号 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	浜銀TT証券株式会社 (注8)	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第1977号	0			
松井証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第164号 ○ ○ ○ □ 三菱UFJ G-スマート証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第165号 ○ ○ ○ □ 三菱UFJ G-スマート証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2336号 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ※天証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2336号 ○ ○ ○ ○ ○ ※天証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2956号 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ※天証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2956号 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	百五証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第134号	0			
マネックス証券株式会社         金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第165号         ○         ○         ○         ○         ○         ○         ○         ○         ○         ○         ○         ○         ○         ○         ○         ○         ○         ○         ○         ○         ○         ○         ○         ○         ○         ○         ○         ○         ○         ○         ○         ○         ○         ○         ○         ○         ○         ○         ○         ○         ○         ○         ○         ○         ○         ○         ○         ○         ○         ○         ○         ○         ○         ○         ○         ○         ○         ○         ○         ○         ○         ○         ○         ○         ○         ○         ○         ○         ○         ○         ○         ○         ○         ○         ○         ○         ○         ○         ○         ○         ○         ○         ○         ○         ○         ○         ○         ○         ○         ○         ○         ○         ○         ○         ○         ○         ○         ○         ○         ○         ○         ○         ○	ひろぎん証券株式会社 (注9)	金融商品取引業者	中国財務局長(金商)第20号	0			
三菱UFJ eスマート証券株式会社   金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第61号   ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	松井証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第164号	0		0	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社   金融商品取引業者 関東財務局長(金商第2336号   ○ ○ ○ ○ ○   ※天証券株式会社   金融商品取引業者 関東財務局長(金商第195号   ○ ○ ○ ○ ○   ○   ○   ○   ○   ○   ○	マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第165号	0	0	0	0
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社   金融商品取引業者 関東財務局長(金商第2336号   ○ ○ ○ ○ ○   ※天証券株式会社   金融商品取引業者 関東財務局長(金商第195号   ○ ○ ○ ○ ○   ○   ○   ○   ○   ○   ○	三菱UFJ eスマート証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第61号	0	0	0	0
<ul> <li>業天証券株式会社</li> <li>金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第195号 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○</li></ul>	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2336号			0	0
株式会社イオン銀行 (注10) 登録金融機関 関東財務局長(登金)第43号 ○ (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社) 登録金融機関 関東財務局長(登金)第633号 ○ (委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券) 株式会社SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社) 登録金融機関 関東財務局長(登金)第10号 ○ (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社) 登録金融機関 関東財務局長(登金)第10号 ○ (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社) 登録金融機関 関東財務局長(登金)第7号 ○ (本式会社書)銀行 登録金融機関 東海財務局長(登金)第46号 ○ (本式会社半八銀行 (注11) 登録金融機関 東海財務局長(登金)第46号 ○ (本式会社一八銀行 (注11) 登録金融機関 関東財務局長(登金)第6号 ○ (本式会社八十二銀行 登録金融機関 関東財務局長(登金)第6号 ○ (本式会社八十二銀行 登録金融機関 関東財務局長(登金)第10号 ○ (本式会社 口上銀行 (注12) 登録金融機関 関東財務局長(登金)第10号 ○ (本式会社 口上銀行 (注12) 包録金融機関 東海財務局長(登金)第5号 ○ (本式会社 口上銀行 (注12) 包録金融機関 北海道財務局長(登金)第5号 ○ (本式会社 北海道銀行 登録金融機関 北海道財務局長(登金)第3号 ○ (本式会社 北南道野銀行 (注14) 登録金融機関 関東財務局長(登金)第3号 ○ (本式会社 山形銀行 (注14) 登録金融機関 関東財務局長(登金)第3号 ○ (本式会社 山形銀行 (注14) 登録金融機関 関東財務局長(登金)第12号 ○ (本式会社 山彩銀行 (注16) 登録金融機関 東北財務局長(登金)第12号 ○ (本式会社 山彩銀行 (注15) 登録金融機関 東北財務局長(登金)第12号 ○ (本式会社 山彩銀行 (注16) 登録金融機関 東北財務局長(登金)第14号 ○ (本式会社 山彩銀行 (注16) 登録金融機関 東北財務局長(登金)第14号 ○ (本式会社 山彩銀行 (注15) 登録金融機関 東北財務局長(登金)第14号 ○ (本式会社 山彩銀行 (注15) 登録金融機関 東北財務局長(登金)第14号 ○ (本式会社 山彩銀行 (注16) 登録金融機関 東北財務局長(登金)第14号 ○ (本式会社 山彩銀行 (注16) 登録金融機関 関東財務局長(登金)第14号 ○ (本式会社 山彩銀行 (注16) 登録金融機関 関東財務局長(登金)第41号 ○ (本式会社 山彩銀行 (注16) 登録金融機関 関東財務局長(登金)第41号 ○ (本式会社 山彩銀行 (注16) 登録金融機関 関東財務局長(登金)第41号 ○ (本式会社 山彩銀行 (注15) 登録金融機関 関東財務局長(登金)第41号 ○ (本式会社 山彩発行 (注15) 登録金融税関 関東財務局長(登金)第41号 ○ (本式会社 山彩発行 (注15) 登録金融税関 関東財務局長(登金)第41号 ○ (本式会社 山彩発行 (注15) 登録金融税 関東登録金融税 (基本会社 山彩発行 (注15) 登録金融税 (基本会社 山彩発行 (注15) 登録金融税 (基本会社 山彩行 (注15) 登録金融税 (基本会社 山彩発行 (注15) 登録金融税 (基本会社 山彩発行 (注15) 登録金融税 (基本会社 山彩発行 (注15) 登録金融税 (基本会社 山彩代社 (注15) 登録金融税 (基本会社 (注15) 登録金融税 (基本会社 (注15) 登録金融税 (基本会社 (注15) 全社 (注15) 登録金融税 (基本会社 (注15) 全金融税 (基本会社 (注15) 全金融税 (基本会社 (注15) 全金融税 (基本会社 (注15) 全金融税 (注15) 全金融		金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	0	0	0	0
接式会社SBI新生銀行	株式会社足利銀行 (注10)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第43号				
(委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券)   登録金融機関   関東財務局長(登金)第10号   ○   ○   ○   ○   ○   ○   ○   ○   ○	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	登録金融機関	関東財務局長(登金)第633号	0			
株式会社SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)  株式会社香川銀行  株式会社群馬銀行  株式会社十六銀行 (注11)  登録金融機関  関東財務局長(登金)第7号  (本式会社一大銀行 (注11)  登録金融機関  関東財務局長(登金)第7号  (本式会社の日本シティ銀行  株式会社の日本シティ銀行  を登録金融機関  関東財務局長(登金)第6号  (本式会社八十二銀行  を登録金融機関  関東財務局長(登金)第6号  (本式会社八十二銀行  を登録金融機関  関東財務局長(登金)第10号  (本式会社の日本シティ銀行  を登録金融機関  東海財務局長(登金)第10号  (本式会社の日の銀行 (注12)  を登録金融機関  四国財務局長(登金)第10号  (本式会社の日の銀行 (注12)  を登録金融機関  中国財務局長(登金)第5号  (本式会社、本海道銀行  株式会社、本海道銀行  大本式会社、地海道銀行  大本式会社、地海道銀行  大本式会社、大本道財務局長(登金)第1号  (本式会社、大本道財務局長(登金)第1号  (本式会社、大本道財務局長(登金)第1号  (本式会社、大本道財務局長(登金)第1号  (本式会社、大本道財務局長(登金)第3号  (本式会社、大本道財務局長(登金)第38号  (本式会社、大本道財務局長(登金)第38号  (本式会社、大本道財務局長(登金)第38号  (本式会社、大本道財銀行 (注15)  (本式会社、大本道財務局長(登金)第38号  (本式会社、大本道財銀行 (注15)  (本式会社、大本道財銀行 (注15)  (本式会社、大本道財務局長(登金)第12号  (本式会社、大本道財務局長(登金)第12号  (本式会社、大本道財務局長(登金)第12号  (本式会社、大本道財務局長(登金)第12号  (本式会社、大本道財務局長(登金)第12号  (本式会社、大本道財務局長(登金)第12号  (本式会社、大本道財務局長(登金)第12号  (本式会社、大本道財務局長(登金)第12号  (本式会社、大本道財務局長(登金)第12号  (本式会社、大本道財務局長(登金)第14号  (本式会社、大本道財務局財務局長(登金)第14号  (本式会社、大本道財務局長(登金)第14号  (本式会社、大本道財務局財務局長(登金)第14号  (本式会社、大本道財務局財務局財務局財務局財務局財務局財務局財務局財務局財務局財務局財務局財務局財		登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	0		0	
株式会社群馬銀行       登録金融機関       関東財務局長(登金)第46号       〇       〇         株式会社十六銀行(注11)       登録金融機関       東海財務局長(登金)第7号       〇       〇         株式会社西日本シティ銀行       登録金融機関       福岡財務支局長(登金)第6号       〇       〇         株式会社八十二銀行       登録金融機関       関東財務局長(登金)第49号       〇       〇         株式会社百五銀行       登録金融機関       東海財務局長(登金)第10号       〇       〇         株式会社百十四銀行(注12)       登録金融機関       四国財務局長(登金)第5号       〇       〇         株式会社広島銀行       登録金融機関       北海道財務局長(登金)第5号       〇       〇         株式会社北海道銀行       登録金融機関       北海道財務局長(登金)第5号       〇       〇         株式会社北國銀行       登録金融機関       関東財務局長(登金)第5号       〇       〇         みずほ信託銀行株式会社(注13)       登録金融機関       関東財務局長(登金)第34号       〇       〇         株式会社山形銀行(注14)       登録金融機関       東北財務局長(登金)第32号       〇       〇         株式会社山秋中央銀行(注15)       登録金融機関       東北財務局長(登金)第41号       〇       ○         株式会社山梨中央銀行(注16)       登録金融機関       関東財務局長(登金)第41号       ○       ○	株式会社SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	0		0	
株式会社十六銀行(注11)         登録金融機関         東海財務局長(登金)第7号         ○           株式会社西日本シティ銀行         登録金融機関         福岡財務支局長(登金)第6号         ○           株式会社八十二銀行         登録金融機関         関東財務局長(登金)第49号         ○           株式会社百五銀行         登録金融機関         東海財務局長(登金)第10号         ○           株式会社百十四銀行(注12)         登録金融機関         四国財務局長(登金)第5号         ○           株式会社広島銀行         登録金融機関         中国財務局長(登金)第5号         ○           株式会社北海道銀行         登録金融機関         北海道財務局長(登金)第1号         ○           株式会社北國銀行         登録金融機関         財東財務局長(登金)第34号         ○           みずほ信託銀行株式会社(注13)         登録金融機関         関東財務局長(登金)第34号         ○           株式会社武蔵野銀行(注14)         登録金融機関         関東財務局長(登金)第12号         ○           株式会社山飛中央銀行(注15)         登録金融機関         東北財務局長(登金)第14号         ○           株式会社山梨中央銀行(注16)         登録金融機関         関東財務局長(登金)第41号         ○	株式会社香川銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第7号	0			
株式会社西日本シティ銀行       登録金融機関       福岡財務支局長(登金)第6号       ○         株式会社八十二銀行       登録金融機関       関東財務局長(登金)第49号       ○         株式会社百五銀行       登録金融機関       東海財務局長(登金)第10号       ○         株式会社百十四銀行(注12)       登録金融機関       四国財務局長(登金)第5号       ○       ○         株式会社広島銀行       登録金融機関       中国財務局長(登金)第5号       ○       ○         株式会社北海道銀行       登録金融機関       北海道財務局長(登金)第1号       ○       ○         株式会社北國銀行       登録金融機関       関東財務局長(登金)第3号       ○       ○         みずほ信託銀行株式会社(注13)       登録金融機関       関東財務局長(登金)第3号       ○       ○         株式会社武蔵野銀行(注14)       登録金融機関       関東財務局長(登金)第12号       ○       ○         株式会社山形銀行(注15)       登録金融機関       関東財務局長(登金)第41号       ○       ○         株式会社山梨中央銀行(注16)       登録金融機関       関東財務局長(登金)第41号       ○       ○	株式会社群馬銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第46号	0		0	
株式会社ハ十二銀行       登録金融機関       関東財務局長(登金)第49号       ○         株式会社百五銀行       登録金融機関       東海財務局長(登金)第10号       ○         株式会社百十四銀行(注12)       登録金融機関       四国財務局長(登金)第5号       ○       ○         株式会社広島銀行       登録金融機関       中国財務局長(登金)第5号       ○       ○         株式会社北海道銀行       登録金融機関       北海道財務局長(登金)第1号       ○       ○         株式会社北國銀行       登録金融機関       関東財務局長(登金)第5号       ○       ○         みずほ信託銀行株式会社(注13)       登録金融機関       関東財務局長(登金)第34号       ○       ○         株式会社武蔵野銀行(注14)       登録金融機関       関東財務局長(登金)第38号       ○       ○         株式会社山形銀行(注15)       登録金融機関       東北財務局長(登金)第12号       ○       ○         株式会社山梨中央銀行(注16)       登録金融機関       関東財務局長(登金)第41号       ○       ○	株式会社十六銀行 (注11)	登録金融機関	東海財務局長(登金)第7号	0		0	
株式会社百五銀行       登録金融機関       東海財務局長(登金)第10号       〇         株式会社百十四銀行(注12)       登録金融機関       四国財務局長(登金)第5号       〇         株式会社広島銀行       登録金融機関       中国財務局長(登金)第5号       〇         株式会社北海道銀行       登録金融機関       北海道財務局長(登金)第1号       〇         株式会社北國銀行       登録金融機関       北陸財務局長(登金)第5号       〇       〇         みずほ信託銀行株式会社(注13)       登録金融機関       関東財務局長(登金)第34号       〇       〇         株式会社武蔵野銀行(注14)       登録金融機関       関東財務局長(登金)第38号       〇       〇         株式会社山形銀行(注15)       登録金融機関       東北財務局長(登金)第12号       〇          株式会社山梨中央銀行(注16)       登録金融機関       関東財務局長(登金)第41号       〇	株式会社西日本シティ銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第6号	0		0	
株式会社百十四銀行(注12)       登録金融機関       四国財務局長(登金)第5号       〇         株式会社広島銀行       登録金融機関       中国財務局長(登金)第5号       〇         株式会社北海道銀行       登録金融機関       北海道財務局長(登金)第1号       〇         株式会社北國銀行       登録金融機関       北陸財務局長(登金)第5号       〇       〇         みずほ信託銀行株式会社(注13)       登録金融機関       関東財務局長(登金)第34号       〇       〇         株式会社武蔵野銀行(注14)       登録金融機関       関東財務局長(登金)第38号       〇       〇         株式会社山形銀行(注15)       登録金融機関       東北財務局長(登金)第12号       〇         株式会社山梨中央銀行(注16)       登録金融機関       関東財務局長(登金)第41号       〇	株式会社八十二銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第49号	0		0	
株式会社百十四銀行(注12)       登録金融機関       四国財務局長(登金)第5号       〇         株式会社広島銀行       登録金融機関       中国財務局長(登金)第5号       〇         株式会社北海道銀行       登録金融機関       北海道財務局長(登金)第1号       〇         株式会社北國銀行       登録金融機関       北陸財務局長(登金)第5号       〇       〇         みずほ信託銀行株式会社(注13)       登録金融機関       関東財務局長(登金)第34号       〇       〇         株式会社武蔵野銀行(注14)       登録金融機関       関東財務局長(登金)第38号       〇       〇         株式会社山形銀行(注15)       登録金融機関       東北財務局長(登金)第12号       〇         株式会社山梨中央銀行(注16)       登録金融機関       関東財務局長(登金)第41号       〇	株式会社百五銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第10号	0		0	
株式会社広島銀行     登録金融機関     中国財務局長(登金)第5号     〇       株式会社北海道銀行     登録金融機関     北海道財務局長(登金)第1号     〇       株式会社北國銀行     登録金融機関     北陸財務局長(登金)第5号     〇       みずほ信託銀行株式会社(注13)     登録金融機関     関東財務局長(登金)第34号     〇     〇       株式会社武蔵野銀行(注14)     登録金融機関     関東財務局長(登金)第38号     〇       株式会社山形銀行(注15)     登録金融機関     東北財務局長(登金)第12号     〇       株式会社山梨中央銀行(注16)     登録金融機関     関東財務局長(登金)第41号     〇	株式会社百十四銀行 (注12)	登録金融機関	四国財務局長(登金)第5号				
株式会社北海道銀行     登録金融機関     北海道財務局長(登金)第1号     〇       株式会社北國銀行     登録金融機関     北陸財務局長(登金)第5号     〇       みずほ信託銀行株式会社 (注13)     登録金融機関     関東財務局長(登金)第34号     〇     〇       株式会社武蔵野銀行 (注14)     登録金融機関     関東財務局長(登金)第38号     〇       株式会社山形銀行 (注15)     登録金融機関     東北財務局長(登金)第12号     〇       株式会社山梨中央銀行 (注16)     登録金融機関     関東財務局長(登金)第41号     〇	株式会社広島銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第5号			0	
株式会社北國銀行     登録金融機関     北陸財務局長(登金)第5号     〇       みずほ信託銀行株式会社 (注13)     登録金融機関     関東財務局長(登金)第34号     〇     〇       株式会社武蔵野銀行 (注14)     登録金融機関     関東財務局長(登金)第38号     〇       株式会社山形銀行 (注15)     登録金融機関     東北財務局長(登金)第12号     〇       株式会社山梨中央銀行 (注16)     登録金融機関     関東財務局長(登金)第41号     〇	株式会社北海道銀行						
みずほ信託銀行株式会社 (注13)       登録金融機関       関東財務局長(登金)第34号       〇       〇         株式会社武蔵野銀行 (注14)       登録金融機関       関東財務局長(登金)第38号       〇         株式会社山形銀行 (注15)       登録金融機関       東北財務局長(登金)第12号       〇         株式会社山梨中央銀行 (注16)       登録金融機関       関東財務局長(登金)第41号       〇							
株式会社武蔵野銀行(注14)       登録金融機関       関東財務局長(登金)第38号       O         株式会社山形銀行(注15)       登録金融機関       東北財務局長(登金)第12号       O         株式会社山梨中央銀行(注16)       登録金融機関       関東財務局長(登金)第41号       O	みずほ信託銀行株式会社 (注13)				0		
株式会社山形銀行 (注15)       登録金融機関       東北財務局長(登金)第12号       O         株式会社山梨中央銀行 (注16)       登録金融機関       関東財務局長(登金)第41号       O							
株式会社山梨中央銀行 (注16) 登録金融機関 関東財務局長(登金)第41号 〇							
	株式会社山梨中央銀行 (注16)						
	株式会社横浜銀行			0		0	

- (注1) 株式会社SBI証券は、上記の他に一般社団法人日本STO協会・日本商品先物取引協会にも加入しております
- (注2) ぐんぎん証券株式会社では、新規販売は行っておらず換金のみ受付けております。自動けいぞく投資コースの場合の分配金再投資は行われます。
- (注3) 第四北越証券株式会社では、新規買付のお申込みは取扱いません。
- (注4) 東海東京証券株式会社は、上記の他に一般社団法人日本STO協会にも加入しております。
- (注5) 東洋証券株式会社では、新規買付のお申込みは取扱いません。
- (注6) とちぎんTT証券株式会社では、新規販売は行っておらず解約のみ受付けております。
- (注7) 八十二証券株式会社では、新規買付のお申込みは取扱いません。 (注8) 浜銀TT証券株式会社では、新規販売は行っておらず解約のみ受付けております。
- (注9) ひろぎん証券株式会社では、新規買付のお申込みは取扱いません。
- (注10) インターネット専用
- (注11) 株式会社十六銀行では、新規買付のお申込みは取扱いません。
- (注12) 株式会社百十四銀行では、新規買付のお申込みは取扱いません。
- (注13) みずほ信託銀行株式会社では、新規販売は行っておらず、換金のみ受付けております。自動けいぞく投資コースの場合の分配金再投資は行われます。
- (注14) 株式会社武蔵野銀行では、新規買付のお申込みは取扱いません。
- (注15) 株式会社山形銀行では、新規販売は行っておらず解約のみ受付けております。
- (注16) 株式会社山梨中央銀行では、新規買付のお申込みは取扱いません。



#### 当資料をご利用にあたっての注意事項等

●当資料はピクテ・ジャパン株式会社が作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。取得の申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書(交付目論見書)等の内容を必ずご確認の上、ご自身でご判断ください。●投資信託は、値動きのある有価証券等(外貨建資産に投資する場合は、為替変動リスクもあります)に投資いたしますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の皆様の投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。●運用による損益は、すべて投資者の皆様に帰属します。●当資料に記載された過去の実績は、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。●当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成されていますが、その正確性、完全性、使用目的への適合性を保証するものではありません。●当資料中に示された情報等は、作成日現在のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。●投資信託は預金等ではなく元本および利回りの保証はありません。●投資信託は、預金や保険契約と異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。●登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。●当資料に掲載されているいかなる情報も、法務、会計、税務、経営、投資その他に係る助言を構成するものではありません。